

平成25年5月21日

KDDI株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

KDDIが提供している「au 4G LTE」と称する移動体通信サービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 KDDIの概要

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

代表者 代表取締役 田中 孝司

設立年月 昭和59年6月

資本金 1418億5177万8300円（平成25年4月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「au 4G LTE」と称する移動体通信サービス

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

a 自社ウェブサイト 別紙1

b カタログ 別紙2

(4) 表示期間

a 平成24年9月14日から同年11月30日まで

b 平成24年11月1日頃から同年12月31日頃まで

(ウ) 表示内容

a 「iPhone 5」と称するスマートフォン（以下「iPhone 5」という。）紹介ページに掲載の「LTE auの超高速ネットワーク au 4G LTE」と記載があるバナー等をクリックすることにより表示される「au 4G LTE」と題するページにおいて、「受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!」、「サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。」及び「4G LTEエリアは政令指定都市を中心に

全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む対象役務に対応する機種を使用した場合、対象役務の提供開始時から政令指定都市等の都市部において、受信時の最大通信速度が75Mbpsとなる対象役務（以下「75Mbpsサービス」という。）を利用でき、また、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示

b 「4G LTE（iPhone 5含む）対応機種なら 4G LTE」、「受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを実人口カバー率96%＊に急速拡大。（2013年3月末予定）」及び「＊：『実人口カバー率』とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む対象役務に対応する機種を使用した場合、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示

イ 実際

対象役務の提供を開始した時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は極めて限られていた。

また、前記アの表示をした時点において、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを提供する計画があったのは、Android搭載スマートフォンが送受信できる対象役務に係る電波の周波数帯域に限られており、iPhone 5が送受信できる対象役務に係る電波の周波数帯域については、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを提供する計画はなかった。このため、平成25年3月末日時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は、実人口カバー率14パーセントの地域であった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：竹島、関口

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

自社ウェブサイトの表示

【「a u 4 G L T E」と題するページのリンク元（例）】

The screenshot shows the au website's iPhone 5 product page. The page layout includes a header with the au logo and navigation tabs, a main banner for the iPhone 5, and several promotional sections. An arrow points from a text box to the 'au 4G LTE' link in the 'エリアもサービスも充実' section.

au [トップ](#) [スマートフォン・携帯電話](#) [インターネット](#) [コンテンツ・サービス](#) [お知らせ](#) [サポート一覧](#) [auショップ検索](#) [サイトマップ](#) [IPv6対応](#) [via IPv4](#)

[iPhoneサイトマップ](#) [Twitter](#) [Facebook](#) [Google Plus](#) [YouTube](#)

iPhone 5

[他社からお乗りかえのお客さま](#) [iPhone 5を購入する](#) [iPhone 4Sについて](#)

[iPhone TOP](#) [製品情報](#) [キャンペーン](#) [料金・割引](#) [サービス・エリア](#) [iPhone 販売店](#) [各種設定・使い方ガイド](#) [よくあるお問い合わせ](#)

iPhone 5

iPhoneの誕生以来、最も大きな驚きを。

[今すぐ購入](#) [さらに詳しく](#)

乗りかえも毎月の支払いもオトク

[もっと詳しく](#)

auは毎月のお支払いがおトク

キャンペーン
他社から乗りかえで
実質月額基本使用料2年間 0円

auスマートバリュー
固定通信サービスとセットで
最大2年間 毎月1,480円割引

[毎月のお支払いイメージ](#) [料金プラン](#) [機種代金](#)
[オプション](#) [毎月割](#) [auスマートバリュー](#)

エリアもサービスも充実

[もっと詳しく](#)

LTE auの超高速ネットワーク
au 4G LTE

**今すぐ使えて便利
テザリング**

**5GHz対応でつながりやすい
au Wi-Fi**

メールをつかう

海外でつかう

災害に備える

ここをクリックすると、「a u 4 G L T E」と題するページ（次ページ）が表示される。

【「au 4G LTE」と題するページ】

au 4G LTE

受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!

特長1 超高速データ通信

受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!
2013年には更に高速ネットワークへ進化。受信時最大112.5Mbpsに!!
動画やアプリのダウンロードも光ファイバーなみの速度でサクサク快適。
地図情報もすばやく表示で外出先でのイライラも軽減します。



※ご利用地域やご利用端末によって最大通信速度は異なります。100Mbps型サービス。
※通信速度は制限されることがあります。また、ご利用は利用条件となります。

特長2 テザリングに対応

4G LTEを利用したテザリングに対応。

通常のインターネット接続に加えて、ノートPCやタブレットなど最大5台のWi-Fiの3G無線をテザリングで高速インターネットに接続できます。

オプション料: 525 / 月



こんなに便利!



特長3 すぐつながる、すぐ送れる

電話もすぐにつながる、SMSメールもすぐに送れる。

世界初! 最新の高速CS-FDM・FDD技術を導入。

4G LTEエリアでは、従来の3Gネットワークよりもすばやく接続。通話もSMSメールもお待たせしません。



※100%確実な通信。
※上記はあくまでも一例。実際の接続速度は環境により異なります。

※サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。※

特長4 広いエリア

サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。※

4G LTEエリアは政令指定都市を中心に全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。※

4G LTEエリア外でも、WIFI HIGH SPEED 11n対応、auの3Gプラスナビゲーションで全国でつながります。※

サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。

特長5 省電力

LTEになっても、待機電力はキープ。緊急地震速報 / 緊急速報 (災害・避難情報、津波警報) を常にオンにしても、バッテリーの消耗を抑えられるので安心です。



4G LTEエリアは政令指定都市を中心に全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。

特長6 海外でも安心

132の国と地域で**ポケット通**が定額で使えます。しかも、対象地域での事業者の選択も不要! すべての事業者が定額になります。

※30日あたり300分以内の通話。

Coming Soon!
2012年 秋 4G LTE対応機種、続々発売予定!!

LTEとは?

世界中の通信キャリア、端末メーカーが競って採用している新たな国際通信規格です。

▶ 通信料金など詳細はこちら

カタログの表示

(例：「a u 総合カタログ 2012 11」と題するカタログ)

NETWORK <通信ネットワーク>

超高速通信「4G LTE」サービススタート。高品質なauのネットワークが、さらに進化します。

広域＆高品質な3Gエリアをベースに、
だからauは、外でも家でも快適に“つながる”。



NEW

4G LTE (iPhone 5含む)対応機種なら
4G LTE (P72)
超高速通信をすべての人に届けたい。
受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを
実人口カバー率96%※に急速拡大。
(2013年3月末予定)

*：「実人口カバー率」とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。

スマートフォンのサブレットをさらに快適に
au Wi-Fi (P72)
外出先でもお家でWi-Fiで、充電スポットとお手頃価格で利用可能。外でも家でも快適通信。

外でも au Wi-Fi SPOT
駅でも、カフェでも、コンビニでも、
あうちのブロードバンドとセットで、ご自宅でも。

家で Wi-Fi HOME SPOT

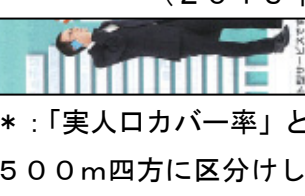
3Gエリア (P69)
auが誇る3G通信。Webも通話もメールもしっかりつなげる安心ネットワーク。

+ WiMAX (P71)
高品質のWiMAXネットワークをスマホだけで使えるのはauだけ。
受信最大40Mbpsの高速通信をWiMAX利用料525円/月でご提供。

+ WiMAX対応機種なら



※電波の状態により、図解の状態などにより実際に低下する場合があります。



※一部サービスエリアのみ。



※電波の状態により、図解の状態などにより実際に低下する場合があります。

4G LTE (iPhone 5含む) 対応機種なら 4G LTE

受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを実人口カバー率96%※に急速拡大。
(2013年3月末予定)

*：「実人口カバー率」とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

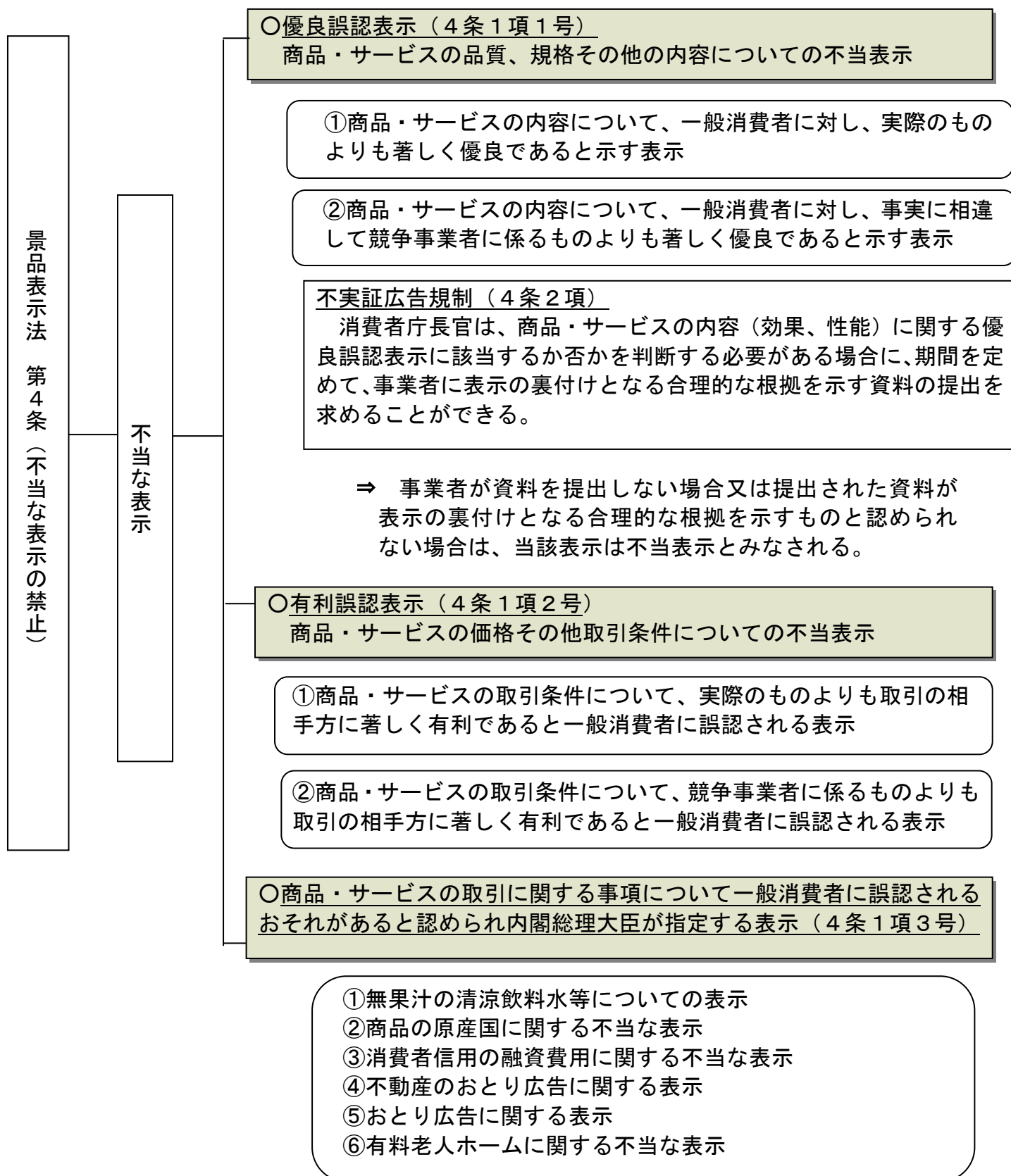
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第253号
平成25年5月21日

KDDI株式会社

代表取締役 田中 孝司 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「au 4G LTE」と称する移動体通信サービス（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり

- (ア) 平成24年9月14日から同年11月30日までの間、自社ウェブサイト内の「iPhone 5」と称するスマートフォン（以下「iPhone 5」という。）紹介ページに掲載の「LTE auの超高速ネットワーク au 4G LTE」と記載があるバナー等をクリックすることにより表示される「au 4G LTE」と題するページにおいて、「受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!」、「サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。」及び「4G LTEエリアは政令指定都市を中心に全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む本件役務に対応する機種を使用した場合、本件役務の提供開始時から政令指定都市等の都市部において、受信時の最大通信速度が75Mbpsとなる本件役務（以下「75Mbpsサービス」という。）を利用でき、また、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示

- (イ) 平成24年11月1日頃から同月30日頃までの間に配布した「au 総合カタログ 2012 11」と題するカタログ及び平成24年12月1日頃から同月3

1日頃までの間に配布した「a u 総合カタログ 2012 12-2013 1」と題するカタログにおいて、「4G LTE (iPhone 5含む) 対応機種なら 4G LTE」、「受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを実人口カバー率96%＊に急速拡大。(2013年3月末予定)」及び「＊：『実人口カバー率』とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む本件役務に対応する機種を使用した場合、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのように示す表示

をそれぞれしていたこと。

イ 実際には、本件役務の提供を開始した時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は極めて限られていたこと。

また、前記アの表示をした時点において、iPhone 5が送受信できる本件役務に係る電波の周波数帯域については、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを提供する計画はなく、平成25年3月末日時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は、実人口カバー率14パーセントの地域であったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)は、東京都新宿区西新宿二丁目3番2号に本店を置き、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業等を営む事業者である。
- (2) KDDIが提供する本件役務は、「FDD-LTE」と称する通信規格による移動体通信サービスである。
- (3) 一般消費者が本件役務をスマートフォンで利用するためには、本件役務に対応するiPhone 5又はAndroid搭載スマートフォンを使用する必要がある。iP

hone 5とAndroid搭載スマートフォンでは、それぞれ送受信できる本件役務に係る電波の周波数帯域が異なっている。

(4) KDDIは、自社ウェブサイト及び「au 総合カタログ」と称するカタログに掲載している本件役務に係る表示内容を自ら決定している。

(5)ア KDDIは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり

(ア) 平成24年9月14日から同年11月30日までの間、自社ウェブサイト内のiPhone 5紹介ページに掲載の「LTE auの超高速ネットワーク au 4G LTE」と記載があるバナー等をクリックすることにより表示される「au 4G LTE」と題するページ（別添写し1）において、「受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!」、「サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。」及び「4G LTEエリアは政令指定都市を中心に全国主要都市部をカバー。一気にエリア拡大しています。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む本件役務に対応する機種を使用した場合、本件役務の提供開始時から政令指定都市等の都市部において75Mbpsサービスを利用でき、また、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのよう示す表示

(イ) 平成24年11月1日頃から同月30日頃までの間に配布した「au 総合カタログ 2012 11」と題するカタログ（別添写し2）及び平成24年12月1日頃から同月31日頃までの間に配布した「au 総合カタログ 2012 12ー2013 1」と題するカタログにおいて、「4G LTE（iPhone 5含む）対応機種なら 4G LTE」、「受信最大75Mbpsの超高速ネットワークを実人口カバー率96%＊に急速拡大。（2013年3月末予定）」及び「＊：『実人口カバー率』とは、全国を500m四方に区分けしたメッシュのうち、当社サービスエリアに該当するメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合です。」と記載することにより、あたかも、iPhone 5を含む本件役務に対応する機種を使用した場合、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを利用できるようになるかのよう示す表示

をそれぞれしていた。

イ 実際には、本件役務の提供を開始した時点において、iPhone 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は極めて限られていた。

また、前記アの表示をした時点において、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサービスを提供する計画があったのは、Android搭載スマートフォンが送受信できる本件役務に係る電波の周波数帯域に限られており、iPhone 5が送受信できる本件役務に係る電波の周波数帯域については、平成25年3月末日までに全国のほとんどの地域において75Mbpsサー

ビスを提供する計画はなかった。このため、平成25年3月末日時点において、i P h o n e 5を使用した場合に75Mbpsサービスを利用できる地域は、実人口カバー率（前記ア記載の実人口カバー率と同じ算出方法による。）14パーセントの地域であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、KDDIは、自己が供給する本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

au 4G LTE

特長 1 超高速データ通信

受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbpsの光ファイバーなみのスピードで快適データ通信!!^{※1}
2013年には更に高速ネットワークへ進化。受信時最大112.5Mbpsに!!^{※2}

動画やアプリのダウンロードも光ファイバーなみの速度でサクサク快適。
地図情報もすばやく表示で外出先でのイライラも軽減します。



※1 利用時間帯や利用場所によって最大速度は異なります。10Mbpsを標準サービス。
※2 通信速度が制限されるに利用。ただし9.2Mbpsは100Mbps。700MHz帯の周波数。通信速度は制限されますが利用いただけます。また、それでの利用は対象外となります。

特長 2 テザリングに対応^{※3}

4G LTEを利用したテザリングに対応。

通常のインターネット接続に加えて、ノートPCやタブレットなど最大5台のWi-Fiの接続もテザリングで高速インターネットに接続できます。

オプション料: 525 / 月



こんなに便利!



特長 3 すぐつながる、すぐ送れる

電話もすぐにつながる、SMSメールもすぐに送れる。^{※4}

世界初! 最新の周波数フォルバック技術を導入。

4G LTEエリアでは、従来の3Gネットワークよりもすばやく接続。通話もSMSメールもお待たせしません。



※3 100Mbps通信

※4 上記はケルケルコム エキスパン公表資料より、接続時間は環境により異なります。

※データ通信およびダウンロード中に通信障害が発生した場合は、通信が中断されますので、大事な資料を取り出すことはできません。
もちろん、通信障害は、自動的にデータ通信が再開されます。

特長 4

広いエリア

サービス開始時より全国主要都市をカバー。2012年度末には実人口カバー率約96%に一気にエリア拡大。広いエリアで使える。*4

4G LTEエリアは24都市圏を中心に全国主要都市圏をカバー。一気にエリア拡大しています。

4G LTEエリア外では、WCDMA HSPA+にて対応。auの3Gプラスチャージで全国でつながりやすい。*4

特長 5

省電力

LTEになっても、待機電力はキープ。緊急地震速報 / 緊急速報 (災害・避難情報、津波警報) を常にオンにしても、バッテリーの消耗を抑えられるので安心です。



特長 6

海外でも安心

132の国と地域でパケット通信料が定額で使えます。しかも、対象地域での事業者の選択も不要!すべての事業者が定額になります。

※対象地域は132国・地域です。

Coming Soon!

2012年 秋 4G LTE 対応機種、続々発売予定!!

LTEとは?

世界中の通信キャリア、端末メーカーが競って採用している最新の国際通信規格です。

▶ 通信料金など詳細はこちら

超高速通信「4G LTE」サービススタート。高品質な au のネットワークが、さらに進化します。

広域 & 高品質な 3G エリアをベースに、高速の 3 つのネットワークをご提供。
だから au は、外でも家でも快適に“つながる”。

NEW

4G LTE (iPhone 5 対応)

超高速通信をすべての人に届けたい。
受信最大 75Mbps の超高速ネットワークを
実人口カバー率 96%* に急速拡大。
(2013 年 3 月現在)

*：人口カバー率。地上・衛星は 99.9% 以上、移動体通信事業者は 99.9% 以上、固定回線は 99.9% 以上、衛星は 99.9% 以上。

3G エリア (P70)

au が誇る 3G 通信。
au が誇る 3G 通信。
通話もメールも Web も
しっかりつながるネットワーク。

+ WiMAX (P71)

**高品質の WiMAX ネットワークを
スマホだけで使えるのは au だけ。**
受信最大 40Mbps の高速通信を
WiMAX 利用料 525 円/月でご提供。

**スマートフォンやタブレットを
さらに快適に**

au Wi-Fi (P72)

**外出先でもおうちでも
どんでも使える。**
充電スポットとお手帳内 Wi-Fi で、
外でも家でも快適通信。

外で au Wi-Fi SPOT

駅でも、カフェでも、コンビニでも。
おうちのブロードバンドとセットで、
ご自宅でも、
Wi-Fi HOME SPOT

別添写し 2
(縮小したもの)

※ 別添写し 2 は、特に記載のある場所を除いて使用できません。

利用可能な地域は、図表の範囲内などにより大域に低下する場合があります。

① 上記のネットワークは、いずれもベストエフォート型サービスです。特定の通信は技術的・設備上の最大値であり、実際の通信速度はネットワーク状況により変動します。また、ネットワークの混雑により、通信速度が低下する場合があります。